

# J A M 政策NEWS

2024年3月18日 第2024-11号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

## 会員企業に下請法違反による勧告事案を再周知

### 自動車工業会、自動車部品工業会 政府からの要請受け対応

自動車業界等における下請代金遅延防止法（以下、下請法）違反による勧告の事案が立て続けに公表されました。これを受け、政府から自動車工業会（以下、自工会）および自動車部品工業会（以下、部工会）を始めとする関係団体に対して、会員企業への遵法行動の周知・対応についての要請がありました。

自工会は会員企業が下請法の規定に違反し、公正取引委員会より勧告を受けたことを厳粛に受け止め「下請法違反行為事例を周知し、違反

行為の未然防止を促すこと、今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること」に真摯に取り組むとしました。また、あわせて会員企業全社で再発防止を徹底することを発信しました。

さらに、部工会も会員企業に対し「足元の再点検を現場任せにせず、陣頭指揮を早急に取る」ことなどを盛り込んだ周知文書を発信しています。

#### 【下請法勧告事案】

発表月	内容	違反法条
2023/12	自社が販売する又は製造を請け負う製品の部品又は附属品の製造を下請事業者に委託しているところ、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又は自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。<電気メーカー>	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
2024/1	自動車製造業者等から製造を請け負う自動車部品の製造を下請事業者に委託しているところ、「屑（くず）費」を下請代金から減じていた。	下請代金の減額の禁止
2024/2	下請事業者に貸与している金型等を用いて製造する部品又は附属品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
2024/3	自社が販売する自動車の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、「割戻金」を下請代金の額から減じていた。	下請代金の減額の禁止

#### 【政府からの要請内容】

発表月	項目	違反法条	
2023/12	公正取引委員会/中小企業庁 金型等無償保管要請の防止について（要請）	<a href="https://www.japia.or.jp/files/user/japia/gyoumu/kanagata_hokan1.pdf">https://www.japia.or.jp/files/user/japia/gyoumu/kanagata_hokan1.pdf</a>	
2024/3	中小企業庁長官 不当な下請代金の減額の防止について（要請）	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka_torihiki_tekiseika/20240308.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka_torihiki_tekiseika/20240308.pdf</a>	